

諮問第44号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

1 公開請求

請求人は、平成15年3月20日、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成15年3月7日に札幌市市政情報センターにおいて机上に提示された札幌市教育委員会総務課（以下「総務課」という。）担当職員作成の情報公開請求対象校（以下「対象校」という。）に対する情報公開請求対象公文書（以下「公開用公文書」という。）の不備を指摘する内容の公文書（以下「対象文書」という。）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 非公開決定

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件請求に係る対象文書は個人的メモであり、廃棄済みによる不存在につき非公開とする決定（以下「原決定」という。）を行い、同年4月3日付け公文書非公開決定通知書をもって請求人あて通知した。

3 審査請求

請求人は、原決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、同年6月6日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

対象文書を公開するとする決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 公文書性

対象文書は、請求人が本件請求以前に行った公文書公開請求に係る公開実施（以下「公開実施」という。）の際、公開用公文書のファイルの中から出てきたものである。対象文書の性質について、公開実施の立会人としてその場にいた総務課担当職員に確認したところ、当該職員が職務の必要性により作成したものであることを認めた。このことから、対象文書は、明らかに実施機関において作成された公文書であり、フロッピーディスク等にその記録が存在するはずである。

(2) 公開実施の不正

対象文書には公開用公文書の名前が書かれており、実施機関が、公開実施にあたり、対象校である札幌市立中学校に対し、その所管する公開用公文書の不備を指摘するとともに、工作等を指示した文書である可能性が高い。この事実は、公文書公開請求に対し公文書のありのままを公開するものではなく、違法なねつ造や偽造を容認するものであり、条例の趣旨に反し、違法不当である。

第4 実施機関の説明要旨

1 対象文書

(1) 公文書性

対象文書は、公開実施の際に、公開用公文書を詰めたダンボール箱の中又はその中にあった公開用公文書の間に入っていたものである。

これは、対象校の教頭が、同校における公開用公文書を特定するにあたり作成し、公開実施を行う総務課の担当者に対し、同校から公開用公文書を搬送するダンボール箱の中に入れて渡した個人的な連絡用メモである。

したがって、対象文書は公開用公文書とは無関係のものであり公開実施にあたり本来は抜き取っておくべきところ、公開用公文書を総務課から公開実施の場所に運ぶためダンボール箱に詰め戻した際、誤って紛れさせたものである。

(2) 取扱い

公開実施当日、請求人が対象文書を閲覧していたため立会していた総務課担当職員が、請求人に対し、公開用公文書ではなく単なるメモであると説明して返還を求めたものである。コピー等の対応は特に行っていない。

また、公開実施後は、対象文書を公開用公文書と一緒に対象校の教頭に返却した。

なお、公開実施日について、請求人は平成15年3月7日としているが、これは同年3月6日の誤認である。

(3) 本件請求の対応

本件請求に係る対象公文書の特定にあたり、対象校の教頭に確認したところ、連絡用メモにつき公開用公文書の受渡しを終了し、必要がなくなったため既に破棄しており、その写しについても電磁的記録等の記憶媒体を含め一切保存していないとのことであった。

2 非公開決定の理由

以上のことから、対象文書は、対象校教頭が個人的に作成した連絡用のメモであり公文書には該当せず、また、既に廃棄され存在しないとの判断から、非公開決定処分をしたものである。

第5 審査会の判断

対象文書が現存しないためこれを見分することができないことから、実施機関の説明に基づき、原決定の妥当性を判断することとする。

1 対象文書

対象文書は、対象校の教頭が同校にて公開用公文書を特定するにあたり作成し、公開

用公文書と共に総務課に搬送され、同課にて担当職員が公開用公文書の確認及び公開準備作業の参考資料として使用したものであり、対象文書を当時目にした職員の記憶によれば、箱の中に同封された公開用公文書の件名等が記載されていたものである。

2 公文書性

実施機関は、対象文書が送付及び收受先の担当者間における連絡のためのメモであり、公開請求の対象たる組織共用文書には該当しない旨を主張する。このことについて、以下のとおり検討する。

(1) 条例の規定

条例第2条第2号に規定する公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であり、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであると定められている。

(2) 該当性

対象文書は、これを作成及び送付した者が学校にて一定の権限を持つ教頭であること及びそれらの目的から、総務課に対する対象校の送り事項といえるものである。

また、相手方である総務課においては、対象文書を公開用公文書の送付漏れの有無、添付書類等内容の確認及びこれらに基づく公開非公開の決定等に係る作業において利用した。この利用状況を踏まえると、たまたま收受、管理及び返還までを行ったのが特定の職員一名であったとしても、それは便宜上の窓口であったに過ぎないと考えられる。

これらのことから、対象文書は、実質的には対象校と総務課との間で送受されたものであり、また、少なくとも総務課において公開実施に係る作業を行っていた間は、組織共用性を備えていたとみなすことができる。

(3) 結論

上記(2)より、対象文書は、所属の異なる職員二名の間でそれぞれに分任された所掌業務の範囲内でまったくの個人的な覚書を送受したものに過ぎないものであり、組織共用文書としての実態を備えていないため公文書には該当しないとする実施機関の主張を、直ちに認めることはできない。

3 保存期間

実施機関は、平成15年3月6日に現存した対象文書が、本件請求を行った平成15年3月20日の時点で既に廃棄され、写しもなく電子媒体にも記録が残っていなかったと主張する。

このことについて、当該文書の作成及び使用目的が公開実施に係る準備作業のためのものであること、公開用公文書が当該校において所定の保管形態に戻される場合、必ずしもリストの記載どおりの一体性をもって保管されとは限らないこと等を考慮すると、実施機関が対象文書を保有する必要性を認めないとして本件請求のあった時点で既に廃棄していたとしても、特段の不合理・不自然な点はない。

4 結論

以上のことから、対象文書が公文書としての性格を備えていた可能性は否定できないものの、実施機関が本件請求の時点では既に保存されていなかったとしてこれを非公開としたことに、特段の不合理・不自然な点は見出せない。よって、原決定は妥当である

と判断する。

5 付記

当該文書は、公開用公文書ではないものにもかかわらず、それらの中に紛れていたものであり、これを請求人が目にし、本件請求に至ったものである。

公文書の公開が行政の説明責任の履行の一環であることを踏まえると、その実施においては、請求者に無用な混乱を生じさせることのないように努めるべきである。

このような観点から、実施機関には、請求対象文書には該当しない文書が不用意に公開実施の場において提示されたことについて反省を求める。

第6 審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年12月25日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年6月16日	審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月19日 (第1回第1部会)	審 議
平成16年8月31日 (第2回第1部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申